

新宿区環境審議会について

1 設置根拠

(1)新宿区環境基本条例

第21条(設置) 環境基本法第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、新宿区環境審議会を置く。

第22条(組織)

- ・審議会は、16人以内の委員で組織する。
- ・審議会の委員は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
- ・委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(2)新宿区環境審議会規則

第3条(会長及び副会長) 会長及び副会長は、委員の互選による

第4条(会議)

- ・審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ・審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- ・会議は公開を原則とする。

2 委員について

(1)構成	学識経験者	5名
	区民及び事業者	10名
	区職員(環境清掃部長)	1名

(2)委嘱期間 2年間(令和4年7月15日～令和6年7月14日)

3 調査審議事項

(1)環境基本計画に関すること

(2)環境の保全に関する基本的事項

4 令和4年度開催スケジュール等

時期	議題・内容（予定）
令和4年 7月	<ul style="list-style-type: none">・区内温室効果ガス排出量について・諮問
令和4年 9月頃	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度環境マネジメント活動結果報告・区民・事業者アンケート調査結果報告・第三次環境基本計画（改定版）素案検討
令和4年10月頃	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント・地域説明会の実施について・第三次環境基本計画（改定版）素案検討・第三次環境基本計画令和3年度進捗状況報告
令和4年 11月15日～ 12月14日	パブリックコメント（地域説明会：3回）
令和4年12月頃	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント・地域説明会の結果について・第三次環境基本計画（改定版）本編検討
令和5年1月頃	<ul style="list-style-type: none">・答申

5 開催結果について

資料・議事録を区ホームページで公開します。